教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項第2号の規定により、次の免許状は失効した。

平成26年12月3日　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科・領域）及び番号

(1)　中学校教諭一種免許状（数学）
平23中一第84号

(2)　高等学校教諭一種免許状（数学）
平23高一第134号

(3)　高等学校教諭一種免許状（情報）
平23高一第135号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　平成23年10月1日　千葉県教育委員会

(2)　平成23年10月1日　千葉県教育委員会

(3)　平成23年10月1日　千葉県教育委員会

3　氏名及び本籍地

廣田　晴信　千葉県

4　失効年月日

平成26年11月19日

5　失効の理由

教育職員免許法第10条第1項第2号該当

会社その他の公告

合併公告

左記組合は、合併してその権利義務全部を承継した、南会津森林組合を新設し、甲、乙及び丙は解散することにしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、財産目録及び貸借対照表は甲、乙及び丙の主たる事務所に備え置いております。

平成二十六年十二月三日

福島県南会津郡南会津町小塩字上ミ原八〇番地

(甲)伊南村森林組合

代表理事組合長　馬場　久一

福島県南会津郡南会津町松戸原五一番地

(乙)舘岩村森林組合

代表理事組合長　星　光芳

福島県南会津郡南会津町田島字後原甲三五八六番地一

(丙)田島森林組合

代表理事組合長　室井　洋左

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月三日

愛知県小牧市中央三丁目二一五番地

合同会社藤丸家具店

代表社員　藤丸　寛子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年一月十九日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十二月三日

東京都八王子市万町一一二番地の一

有限会社アップルエヌ・アイ

代表取締役　師岡　榮一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年二月一日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十一月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十三日

掲載頁　二十五頁（号外第二三五号）

平成二十六年十二月三日

宮崎県小林市細野一四八番地二〇ブリリアントワキモトビル一階

株式会社ヘラクレスジャパン

代表取締役　脇元　信幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十九日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月三日

東京都文京区後楽二丁目三番二一号

ＩＣＬ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　木下　久弥

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社アエリア（住所東京都港区赤坂五丁目二番二〇号）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年十二月二十四日です。

平成二十六年十二月三日

東京都品川区大井一丁目二〇番六号

株式会社ガマニアデジタルエンターテインメント

代表取締役　浅井　清

合併につき株券等提出公告

当社は、ダイライト株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月三日

茨城県龍ケ崎市向陽台四丁目四番地

ダイライトサービス株式会社

代表取締役　馬場　克樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である全完鎬が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月三日

大阪府大阪市淀川区西中島三丁目八番一五号ＥＰＯＳＨＩＮＯＳＡＫＡＢＵＩＬＤＩＮＧ一二〇七号室　セディク株式会社

日本における代表者　全　完鎬

限定承認公告

本籍群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧七〇七二番地一、最後の住所群馬県みどり市笠懸町阿左美三六四番地　加藤アパート一二号

被相続人　亡　神宮　賢三

右被相続人は平成二十六年八月七日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十一日前橋家庭裁判所桐生支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月三日

群馬県安中市原市一七九二―一八

限定承認者　小林　博子

限定承認公告

本籍東京都立川市上砂町五丁目一五番地一、最後の住所東京都武蔵村山市残堀一丁目七三番地の一プリマベーラ壱番館一〇二号

被相続人　亡　阿部千代枝

右被相続人は平成二十六年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月三日

東京都立川市上砂町五丁目三三番地の八エレンシア立川トレス二〇三号

相続財産管理人　阿部　順子

限定承認公告

本籍東京都文京区本駒込三丁目四一六番地、最後の住所東京都練馬区上石神井四丁目三二番二二号藤和上石神井ホームズ二〇一号

被相続人　亡　荻原　芳昭

右被相続人は平成二十六年六月十四日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月三日

東京都豊島区上池袋一丁目一七番五号

限定承認者　樋口　麻美

東京都中央区日本橋小伝馬町五番一五号大倉ビル六階　右代理人弁護士　三﨑　恒夫

限定承認公告

本籍大阪府大阪市旭区清水一丁目一〇一番地、最後の住所大阪府大阪市旭区清水一丁目五番一七号

被相続人　亡　左　詢

右被相続人は平成二十六年八月十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月三日

大阪市旭区清水一丁目五番一七号

相続財産管理人　左　蓉子

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十一月十一日法務省告示第四百八十六号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
二二	三	終りから	劉素顔	劉素顔
平成二十六年十一月十七日官庁報告欄国家試験の部（採用候補者名簿の有効期間の満了）（人事院）（原稿誤り）				
一〇四	三	終りから	赤繭　敏広	池本　武広

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月三日付第二六九号四　○ページ●同日付政府調達第二二六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）